

## 豊見城市公告第 14 号

豊見城市プロポーザル方式の実施に関する要領に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり公告する。

令和 7 年 3 月 21 日

豊見城市長 徳元 次人

### 瀬長島野球場代替地検討業務公募型プロポーザル実施要領

この要領は、瀬長島野球場代替地検討業務（以下、「本業務」という。）の受注者となる相手方を決定するために必要な方法及び基準等を定めることを目的とする。

#### 1 対象業務の目的

本業務は、瀬長島における民間事業者の第 2 期ホテル増床計画等に合わせ、瀬長島の魅力を維持しながら、環境の変化に対応し、さらなる発展を遂げるため、瀬長島野球場の立地適正を踏まえた土地利用の転換を図り、代替整備に向けた代替候補地及び整備内容を検討することを目的とする。

#### 2 対象業務名等

##### （1）対象業務名

瀬長島野球場代替地検討業務

##### （2）業務場所

豊見城市内

##### （3）業務内容

- ① 上位及び関連計画の整理
- ② 先進事例及び自治体等の情報収集
- ③ 代替候補地の設定
- ④ 代替候補地の評価基準の設定
- ⑤ 評価基準に合わせた各候補地の状況整理
- ⑥ 代替候補地の優先順位の設定
- ⑦ 優先地区における配置計画の検討
- ⑧ 事業化に向けた課題の整理
- ⑨ 野球場代替地検討計画の整備メニュー施策推進支援
- ⑩ 計画書の作成

##### （4）履行期間

契約締結の翌日から令和 8 年 3 月 31 日まで

### 3 対象業務の全体スケジュール及び提案書特定までの事務手順

#### (1) 対象業務の全体スケジュール

履行期間の間で、提案を踏まえ全体スケジュールを決定

#### (2) 提案書特定までの事務手順

|    | 項目           | 日程               | 備考 |
|----|--------------|------------------|----|
| 1  | 公募の開始（本公告）   | 令和7年 3 月 21 日（金） |    |
| 2  | 資料の配布        | 本公告の日から          |    |
| 3  | 質問期限         | 令和7年 3 月 28 日（金） |    |
| 4  | 質問に対する回答期限   | 令和7年 4 月 4 日（金）  |    |
| 5  | 参加表明書の提出期限   | 令和7年 4 月 11 日（金） |    |
| 6  | 1次審査の結果通知    | 令和7年 4 月 18 日（金） |    |
| 7  | 企画提案書の提出期限   | 令和7年 5 月 14 日（水） |    |
| 8  | プレゼンテーション    | 令和7年 5 月 21 日（水） |    |
| 9  | 審査結果の通知      | 令和7年 5 月 23 日（金） |    |
| 10 | 優先交渉権者との詳細協議 | 令和7年 5 月 28 日（水） |    |
| 11 | 契約の締結        | 令和7年 6 月 9 日（月）  |    |

※ 日程の一部を変更する場合がある。その場合は、本市ホームページ等で周知する。

※ 資料は本市ホームページから入手すること。

### 4 プロポーザル方式等の採用の具体的な理由

広く候補者を募集し、資格要件を満たす参加表明のあった者から企画提案書の提出をうけ、本業務の履行に最も適した候補者を決定することで、優れた成果が期待できるため。

### 5 プロポーザル方式等の種別

公募型プロポーザル方式

### 6 応募条件、応募方法、募集期間及び提案要請者選定基準

#### (1) 応募条件

参加表明書又は、企画提案書を提出しようとする者は、次に掲げる資格等を満たしていること。

##### ① 参加者に共通して求める要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

イ 参加表明書及び企画提案書を提出する時点の双方において、豊見城市指名競

争入札参加者の指名等に関する要綱（平成4年豊見城村訓令第4号）第8条の規定による指名停止の措置を受けていない者であること。ただし、本公告前のものは除く。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。（会社更生法の規定による更生手続開始の申立てがなされた者であっても、手続開始の決定後、経営事項審査を受け、本市の入札参加資格審査申請書を再度提出し、市の審査を経て有資格業者として認定された者で更生計画の認可が決定されたもの又は再生計画の認可の決定が確定されたものは除く。）

エ 沖縄県内に本店又は支店、営業所、事務所等を有すること。

オ 沖縄県内外において同種、又は類似する業務実績があること。

（ア）同種業務：沖縄県内外での行政施設の設置や移転に係る基本方針（計画）及びスポーツ施設の運営方針（計画）の策定に関する業務

（イ）類似業務：沖縄県内での総合計画及び個別計画（マスタープラン）の策定に関する業務

カ 応募は単独に限らず、共同企業体でも可とし、その場合の条件は次のとおりとする。

（ア）共同企業体の各構成員は、6「応募条件、応募方法、募集期間及び提案要請者選定基準」（1）①アからエまでの条件を満たしていること。

（イ）共同企業体の代表者は、6「応募条件、応募方法、募集期間及び提案要請者選定基準」（1）①オの条件を満たしていること。

（ウ）各構成員は、分担業務に応じて1名以上の担当技術者を配置すること。また、共同企業体の代表者は、管理技術者を配置すること。

（エ）共同企業体協定書を提出すること。

（オ）出資比率は、「共同企業体の在り方について」（昭和62年8月17日建設省中建審発第12号）を参照し、適切に定めること。

（カ）共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員となることはできない。

## ② 技術者の要件

本業務を実施するにあたり、受託者は、管理技術者、照査技術者、技術者を定め、本市に届け出るものとする。管理技術者は、本業務の全般に亘る業務管理を行う事とし、選任する場合は、技術上の管理を行うために必要な能力と技術を有する技術資格を保有する者などの本業務に精通した者でなければならない。また、本業務を照査する照査技術者についても管理技術者と同等の資格を有する者などとする。なお、技術者の要件として、本業務を効率的かつ合理的に履行するにあたり、適正な作業従事者の配置及び体制等に努めるものとし、本業務の履行に際して、体制・配置・要員等により業務履行において支障があると本市が認めた場合は、受託者に対してその改善等を求めることがある。

## （2）応募方法

① 企画提案に係る質問及び回答

ア 質問方法

様式第1号「質問書」を使用し、質問書に記載されているFAX番号又はメールアドレス宛に行うこと。なお、質問の受付有無は、質問書に記載されている電話番号宛に確認を行うこと。ただし、電話での業務内容等の質問は、受け付けない。

※ 質問件名は、本業務名（企業名）とすること。

※ 質問に回答できるよう返信用のメールアドレスを記載すること。

イ 質問期限

令和7年3月28日（金）

ウ 回答方法

本市ホームページ及び質問者へメールにて回答する。

エ 回答期限

令和7年4月4日（金）

② 参加表明書の提出

参加を希望するものは、下記により参加表明書及び確認資料等を提出しなければならない。

ア 参加表明書の提出期間、提出場所及び方法等

（ア）提出期間

令和7年4月4日令和7年4月11日（金）まで

（イ）受付時間

豊見城市役所開庁日の午前9時～午前12時、午後1時～午後5時

（ウ）提出方法等

持参又は、郵送により提出。なお、郵送においては提出期間内必着とする。

（エ）提出部数

A4フラットファイル2部（正1部、副1部）

（オ）提出場所

〒901-0292 沖縄県豊見城市宜保一丁目1番地1

豊見城市 総務部 管財課 財産管理班

電話番号 098-850-0519

イ 提出書類

（ア）様式第2号「参加表明書」

（イ）共同企業体協定書（該当する場合のみ）

（ウ）様式第3号「誓約書」

（エ）様式第4号「会社の概要」

（オ）様式第5号「優良業務表彰実績」

（カ）様式第6号「業務実施体制」

（キ）様式第7号「予定管理技術者の経歴等」

（ク）様式第8号「予定管理技術者の同種又は類似業務実績」

(ケ) 様式第 9 号「予定担当技術者の経歴等」

ウ 参加表明書の無効

必要な要件のため、添付を義務づけた参加表明書等において、添付がなく、記載内容の確認ができない場合は、書類不備により指名されるために必要な要件の確認ができないとして失格とする場合があるので注意すること。

エ その他

企画提案書の P D F データを提出すること。

③ 企画提案書の提出等

9「提案書作成要領」のとおり

④ 企画提案書等に基づくプレゼンテーション

ア 実施日

令和 7 年 5 月 21 日（水）（予定）

イ 実施場所

豊見城市役所 4 階第 3 会議室（予定）

ウ その他

プレゼンテーションへの出席者は、3 名以内とする。なお、参加表明書及び企画提案書を基に、本業務を担当する管理技術者又は担当技術者が説明を行うものとする。

(3) 募集期間

本公告の日から令和 7 年 5 月 14 日（水）まで

(4) 提案要請者選定基準

参加表明書の提出が多数の場合、7「提案書を特定するための評価基準」に記載の書類審査（以下、「第 1 次審査」という。）により、上位 5 者へ企画提案書の提案要請を行う。なお、第 1 次審査の結果は、参加表明書に記載されているメールアドレスへ令和 7 年 4 月 18 日（金）までに通知する。

## 7 提案書を特定するための評価基準

(1) 評価基準の概要

① 審査

審査は、書類審査と提出書類に基づくプレゼンテーションの内容について審査し、提案書を特定するための評価基準に基づき、採点を行う。

※ プレゼンテーションの時間は 1 提案につき、説明 20 分以内、質疑 10 分以内とする。

② 優先交渉権者の選定

ア 選定委員会の各委員が提案者ごとに評価点をつけ、その合計点が高い順に順位をつける。順位が 1 位とした委員の数が最も多い提案者を優先交渉権者として選定する。

イ アにおいて、順位を 1 位とした委員の数が同数の提案者が 2 者以上あるときは、当該提案者の順位を 1 位とした委員の当該提案者に係る採点の合計点数が

最も多い者を優先交渉権者とする。

ウ イにおいて、当該提案者の順位を1位とした委員の当該提案者に係る採点の合計点数が同点の場合は、直ちに当該提案者それぞれにくじを引かせて優先交渉権者を定める。この場合、当該提案者それぞれによりくじを引く順番を決める。

エ アからウにかかわらず、提案者が1者の場合においては、各委員の審査及び合意でもって優先交渉権者とすることができる。

オ アからエにかかわらず、委員全員の評価点の合計点が基準点に満たない場合は、優先交渉権者の対象から除くものとする。

※ 基準点：委員人数×45点（各委員の持ち点（満点75点）の6割）

### ③ 優先交渉権者の決定

優先交渉権者は、令和7年5月21日（水）までに決定し、参加表明書に記載されているメールアドレスへ令和7年5月23日（金）までに通知する。

## （2）評価基準

別添「評価基準」のとおり

## 8 提案書の公開又は非公開の別

非公開

※ 豊見城市情報公開条例（令和4年条例第27号）に基づき、情報公開請求があった場合、提出書類等の一部、又は全部を公開することがある。

## 9 企画提案書作成要領

### （1）提出資格

参加表明書を提出した者を提出資格者とする。ただし、参加表明書の提出が多数の場合、第1次審査の結果により企画提案書の提案要請を受けた者を提出資格者とする。

### （2）提出期間、提出場所及び提出方法

#### ① 提出期間

令和7年4月18日（金）から令和7年5月14日（水）まで

#### ② 受付時間

豊見城市役所開庁日の午前9時～午前12時、午後1時～午後5時

#### ③ 提出方法等

持参又は、郵送により提出するものとする。なお、郵送の場合、提出期間での必着とする。

#### ④ 提出部数

A4フラットファイル2部（正1部、副1部）

#### ⑤ 提出先

6「応募条件、応募方法、募集期間及び提案要請者選定基準」（2）②（オ）提出場所を参照

## ⑥ 提出書類

A 4 版縦置き・横書きを基本とし、簡潔明瞭に作成すること。なお、様式 11～12 は合わせて 2 ページ以内（片面）とする。

ア 様式第 10 号「企画提案書」

イ 様式第 11 号「業務実施方針、業務内容（フロー）、実施スケジュール案」

ウ 様式第 12 号「有益な代替案、重要事項の指摘、業務円滑化の提案」

エ 様式第 13 号「特定テーマ」

業務に対する提案者の提案で、様式に記載されている特定テーマに対する取り組み方法を具体的に記載すること。その記載にあたっては、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることに支障はないが、本件のために作成した CG、詳細図面等を用いることは認めない。なお、記載にあたり、1 テーマにつき A 4 版 1 枚以内に記載すること。（※代替地の市内 5 箇所の位置図については、別添資料として添付可能とする。）

オ 様式第 14 号「参考積算見積書」

様式は、自由とする。ただし、積算の費目については、業務概要の項目毎に各積算費目の内訳（人件費、直接経費、一般管理費、消費税等）を記載し、本業務を実施するにあたり一切の費用を積算すること。（設計業務等標準積算基準書（調査、計画業務）を参照）

カ 様式第 15 号「参考見積（歩掛）」

仕様書及び数量総括表に基づき、人件費における人工（1.0＝8 時間／人・日）及び単価を管理技術者、主任技術者及び技術者別に記載すること。

## 10 見積限度額

3,543,000 円（税込）以内

※ 予算額（令和 6 年度 1,610 千円 令和 7 年度 1,933 千円 合計 3,543 千円）

※ 令和 6 年度分は、2 月定例議会で繰越明許費の議決済（令和 7 年 3 月 12 日）

## 11 仕様書

別添「仕様書」のとおり

## 12 その他事項

### （1）企画提案書の無効

本公告において記載された事項以外の内容を含む場合、又は別添の書式に示された条件に適合しないものについては、無効とする場合があるので注意すること。

### （2）企画提案書に基づく業務

実際の業務に際しては、企画提案書に基づき、業務計画書作成及び実業務を行うものとする。企画提案書の内容が受注者の責により実施されなかった場合は、契約書に基づき補修の請求、又は補修に代え若しくは補修とともに損害の賠償の請求を行うことができる。

(3) 提案書等記載内容の実態調査

提案書等に記載した内容が正当であるかを確認するため、提案者へヒアリングを行う場合がある。なお、日程等の詳細は個別に通知する。

(4) 提案書等の拘束力

契約書に添付する仕様書は、提案書等をもとに双方協議の上で作成する。

(5) 提案書等の取扱い

① 提出された書類は、情報公開の対象となり、豊見城市情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成 14 年条例第 35 号）に基づき、公開することがある。

② 提出された書類は、返却を行わない。

③ 企画提案書等の記述が著作権などの日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用したことにより、生じる責任は、入札参加者が負う。

④ 選定手続き等に必要な範囲で提案書等は複製することがある。

(6) 参加表明書を提出した後に、やむを得ず企画提案書の提出を辞退する場合、速やかに様式第 16 号「辞退届」を 6「応募条件、応募方法、募集期間及び提案要請者選定基準」(2) ②ア（オ）提出場所へ提出すること。